

特定教育・保育施設の利用に係る重要事項説明書

この重要事項説明書は、東かわぐちポポロ保育園（以下「当保育所」という。）における特定教育・保育の提供の開始に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項について示すものです。

1 設置者

| | |
|--------|--------------------------------|
| 設置者の名称 | 社会福祉法人純清会 |
| 代表者氏名 | 理事長 奥野 敏夫 |
| 所在地 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂4-4-12 第3岡昭ビル 306 |
| 電話番号 | 048-764-8149 |

2 保育の目的、目標及び運営方針

| | |
|---------|---|
| 保育の目的 | 子供を育て、その限りない可能性の芽を育むことができるのは、ご家族とそれを取り巻く地域社会だと考えます。お子様とご家族を支える最も身近な地域のコミュニティであることを目指します。 |
| 保育の目標 | <ul style="list-style-type: none">・年齢、育ちに合った基本的な生活習慣を身につける・遊びを中心としたカリキュラムを通し、いろいろなことを経験する中で、好奇心を育み、心身の成長を促していく。・一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を養っていく。・「ありがとう」「ごめんなさい」などの言葉が言える素直な心を育てる。 |
| 保育の運営方針 | <ul style="list-style-type: none">・健康、安全などの生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける。・安全な環境の中で、保育者とのスキンシップを大切にし、情緒の安定を図る。・好奇心を大切に見守りながら、保育者から友だちへと少しずつ関わりを増やし仲間関係の基礎を育てる。・友だちとの関わりの中から、生活に必要なルールを学ぶ。・友だちと関わることで、相手の気持ちを知り、感じ取りながら相手のことを考えていく大切さに気づく。・様々な経験をすることで達成感を味わい、自分への自信を持ち、友だちとの信頼関係を深めていく。 |

3 当保育所の概要

| | | | | | | | |
|--------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 名称 | 東かわぐちポポロ保育園 | | | | | | |
| 所在地 | 川口市戸塚東1-1-15 | | | | | | |
| 電話番号 | 048-291-0355 | | | | | | |
| 認可年月日 | 令和3年4月1日 | | | | | | |
| 敷地面積 | 381.81㎡ | | | | | | |
| 建物構造等 | 木造2階建て（準耐火構造） | | | | | | |
| 建築年次 | 令和3年2月 | | | | | | |
| 施設床面積 | 390.02㎡ | | | | | | |
| 所長氏名 | 皆川 佳廣 | | | | | | |
| 認可定員 | 60名 | | | | | | |
| | 内訳 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| | | 6名 | 9名 | 9名 | 12名 | 12名 | 12名 |
| 受入可能定員 | | | | | | | |
| | 内訳 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
| | | 6名 | 9名 | 9名 | 12名 | 12名 | 12名 |

| | |
|----------|--|
| 自己評価の概要 | 年度末に全職員及び管理職対象に評価項目表に順じ実施 |
| 第三者評価の概要 | 埼玉県が指定した評価機関による事業評価を毎年一度受け、その結果を情報公開（予定） |
| 研修の実施状況 | 年間計画により実施 |
| 嘱託医師 | 若林 大樹 |
| 病院名 | Sunnyキッズクリニック |
| 電話番号 | 048-294-0365 |
| 嘱託歯科医師 | 長島 光志 |
| 病院名 | 歯科ながしまクリニック |
| 電話番号 | 048-652-4182 |
| 傷害保険 | 死亡後遺障害100万円、入院（日額）1,000円 |
| 賠償責任保険 | 1事故につき3億円 1名につき3,000万円 |

4 開所曜日、開所時間及び保育時間等

| | | | |
|----------------|--------------------|-------------|--|
| 開所曜日 | 月、火、水、木、金、土 | | |
| 開所時間（月曜日から金曜日） | 7:00～19:00 | | |
| 保育標準時間 | 7:00～18:00 | | |
| 延長保育時間 | 朝 | 無し | |
| | 夕 | 18:00～19:00 | |
| 保育短時間 | 8:30～16:30 | | |
| 延長保育時間 | 朝 | 7:00～ 8:30 | |
| | 夕 | 16:30～19:00 | |
| 開所時間（土曜日） | 7:00～18:00 | | |
| 保育標準時間 | 7:00～18:00 | | |
| 延長保育時間 | 朝 | 無し | |
| | 夕 | 無し | |
| 保育短時間 | 8:30～16:30 | | |
| 延長保育時間 | 朝 | 無し | |
| | 夕 | 無し | |
| 休所日 | 日曜日、祝日、12月29日～1月3日 | | |

※延長保育を利用する場合は、別途申込が必要となります。

※災害の発生等、保育の提供が困難であると市長が認めるときは、臨時に休所することがあります。

※土曜日の延長保育はありません。また延長保育は、慣らし保育終了後、且つ満一歳の誕生日後に利用できます。

5 利用者負担額

(1) 保育料

| | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|--------------------------------|
| 基本保育料 | | | |
| 2号認定 | 保育標準時間 | 保育費用のうち利用者負担額（月額保育料）は、「川口市の規定」によります。 | |
| | 保育短時間 | | |
| 3号認定 | 保育標準時間 | | |
| | 保育短時間 | | |
| 延長保育料 | | | |
| 2号認定 | 保育標準時間 | 19:00まで 1時間300円 | 月額5,000円 |
| | 保育短時間 | 前延長 1時間300円 | 月額6,000円 後延長 1時間300円 月額10,500円 |
| 3号認定 | 保育標準時間 | 19:00まで 1時間300円 | 月額5,000円 |
| | 保育短時間 | 前延長 1時間300円 | 月額6,000円 後延長 1時間300円 月額10,500円 |

(2) その他負担

| 項目 | 金額 | 単位等 | 備考 |
|-------|--------|-----|-----------------------|
| 園帽 | 1,350円 | | 原則入園時のみ購入 |
| 連絡帳 | 220円 | | 随時追加の場合あり |
| お道具箱 | 3,600円 | | 3歳児より |
| 行事費 | 実費による | | 遠足、ハロウィンなど園の行事を行う際に徴収 |
| 主食費 | 1,900円 | 月額 | 3歳児より |
| 副食費 | 4,800円 | 月額 | 3歳児より |
| 体操服上下 | 4,850円 | | 3歳児より |
| 卒園準備金 | 1,000円 | 月額 | 5歳児 |

※上記以外の負担が発生する場合があります。その際は、別途通知します。

6 保育士配置基準

| 保育士配置基準 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 2名 | 2名 | 2名 | 1名 | 1名 | 1名 |

※上記基準を基本とし、当保育所の状況等に応じて加配するものとします。

7 職員の職種、員数及び職務の内容

| 職種 | 員数 | 職務の内容 |
|---------|-----|------------|
| 保育所長 | 1名 | 保育運営責任者 |
| 主任保育士 | 1名 | 保育実務担当の責任者 |
| 保育士 | 11名 | 保育士有資格者 |
| 保育従事者 | 0名 | 保育補助者 |
| 調理員 | 2名 | |
| 上記以外の職員 | 2名 | 事務員、栄養士 |

※その他、必要に応じて増配置する。

8 利用開始に関する事項

(1) 利用決定

川口市の利用調整結果に基づいて保育必要認定証の支給内容等を確認し、決定します。

(2) 利用開始までに準備していただくもの

別紙「ご利用に際してのご案内」をご参照ください

9 利用に関する事項

- ・欠席する場合、又は登園の時間が遅れる場合、当日に連絡をする場合はその日の8時半までにご連絡願います。
- ・お迎えが遅れる場合は、なるべく早めにご連絡ください。延長保育になる場合、当日の延長人数によっては、お受けできない場合があります。
- ・登園前に必ず体温や健康状態の確認を行ってください。
- ・麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過し、医師の治癒証明の確認後登園となります。
- ・その他感染症により、園児または園児の同居家族の感染が確認された場合は、行政機関の指示により登園を控えてください。再登園についても行政機関の指示に従ってください。
- ・園児が怪我（骨折や重度の捻挫等）外傷等の影響から日常の集団保育に支障をきたすと判断される場合、市及び保護者と協議のうえ、休園を要請することがあります。休園の期限は、原則として、日常生活上、加配保育を要しないと判断されるまでとします。
- ・登園前に熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
- ・投薬は、医療行為に当たるため原則として行いません。

10 利用終了（退園）に関する事項

保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、市の退所決定（契約解除）に従い、当保育園の保育利用終了となります。また川口市外に転出した場合も利用契約は終了となります。

11 給食の提供及び衛生管理

| | |
|---------|---|
| 給食の提供方法 | 毎日、自園調理をし児童に提供します。保護者の方へは、前月末日ごろに翌月の献立表をお配りします。 |
| アレルギー対応 | 使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。ご相談の上、除去するなどの対応を取ります。除去食が必要な場合医師の診断書をご提出いただきます。 |
| 衛生管理 | 調理員及び調乳・食事介助を行う保育従事者は、毎月検便を行います。 |

12 健康診断等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や学校保健安全法の規定に準じて実施します。

| | |
|---------|---|
| 健康診断 | 年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票健康記録に記載します。 |
| 歯科検診 | 年1回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票健康記録に記載します。 |
| 身長・体重測定 | 毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、児童票健康記録及び身長・体重測定票に記載します。 |

13 緊急時（利用児童の病気、事故等）の対応

保育中に乳幼児の身体に急変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。保育の提供において乳幼児が受傷等を負った場合には、保護者に対し受傷に係る経過説明を行うものとします。

14 非常災害時の対応

社会福祉施設災害対応マニュアルに基づいて作成した防災計画及びマニュアルに基づき対応します。児童及び職員の命を守ることを目的とし、組織体制を軸に職員の役割分担及び連携を図り、児童の安否確認・保護者等への連絡、行政や関係機関との協力要請など迅速に対応していきます。

15 個人情報保護

個人情報取扱指針に基づき、事業者及び従事する全ての職員は、保育を提供をする上で知り得た乳幼児、保護者及びその家族等に関する個人情報を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。保育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために必要な場合は、事業者が乳幼児、保護者の個人情報を提供するものとします。施設の運営内容の向上を目的として、事業者が、乳幼児及び保護者の個人情報を第三者に提供する必要があると判断した場合は、文書等により目的及び理由を説明し、保護者の同意を得るものとします。

16 平等の原則

園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取り扱いをしないこととする。

17 差し入れ・お土産等のご遠慮について

園および職員へのお土産や差し入れ等は、公平性の観点からご遠慮いただいております。年度末の贈り物や職員自宅へのお届け物もお控えいただきますよう、お願いいたします。

18 カスタマーハラスメント防止について

当園では、当園及び当園職員に対し、妥当性のない指摘や要求をする、あるいは妥当性にかかわらず不相当な言動や行動(カスタマーハラスメント)を保護者がした場合、事案の性質に沿って、警察、弁護士等の外部関係諸機関に相談し、協力をあおぎながら毅然とした対応を取ります。

【カスタマーハラスメントの一例】

- (1) 精神的な攻撃
 - ・人格を否定するような言動を行った場合。
 - ・侮辱的な言動を行った場合。
 - ・長時間にわたり必要以上に何度も同じ内容で激しく叱責した場合。
 - ・事実ではない事柄や事実かどうか不明な内容を口コミやSNSなどの書き込み及び拡散した場合。
- (2) 過大な要求
 - ・当園が定める方針、規定を逸脱した提供できない保育を要求した場合。
- (3) 個の侵害
 - ・保育、教育に関係の教職員のプライベート情報(住所、学歴、家族構成等)を聞き出そうとした場合、又は連絡先の交換の強要(SNS、ライン等含む)。
- (4) 運営外での保育の強要
 - ・保育時間を過ぎても保育園に連絡がない場合、また、自己都合で時間外保育を複数回に渡り繰り返し利用、強要をする場合。
 - ・運営外(園外)で必要以上に職員との接触を求め、一方的な考え、意見等を訴求し、職員及び園運営に支障を招いた場合。

19 保育内容に関する相談・苦情

| | | |
|------|--------|--|
| 当保育所 | 窓口設置場所 | 東かわぐちポポロ保育園 |
| | 窓口開設時間 | 9時00分から18時00分まで ※メールは随時受付します。 |
| | 担当者氏名 | 田口 奈保子 |
| | 責任者氏名 | 皆川 佳廣 |
| | 受付方法 | 窓口、電話、メール 電話：048-291-0355 メール：jimu.higashikawaguchi@poporo-hoiku.com |
| 川口市 | 担当課 | 保育運営課指導係 |
| | 所在地 | 川口市中青木1-5-1 川口市役所第2庁舎3階 |
| | 受付時間 | 8時30分から17時15分まで ※メールは随時受付します。 |
| | 受付方法 | 電話：048-258-1110 (代表番号) メール：083.04502@city.kawaguchi.saitama.jp |

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和4年4月1日 一部改定。

令和5年4月1日 一部改定。

令和5年9月1日 一部改定。

令和5年12月1日 一部改定。

令和7年4月1日 一部改定。

令和8年4月1日 一部改定。